

租税特別措置等評価結果とりまとめ一覧表

事前評価

番号	税目	措置の内容	適用数、減収額				政策目的(抜粋)	評価概要	第三者からの意見		
				H18	H19	H20					
1	植林費の損金算入の特例 (国税・地方税) 創設年度: S58	<p>植林してから成林に至るまでの経費は、「費用収益対応の原則」に基づき、その立木を伐採した時に初めて費用として取扱うのが原則。</p> <p>ただし、計画的な植林を推進するため、森林施業計画に基づき植林した場合には特例として植林費の35%を植栽した年度の損金として算入できる。</p>	適用数 (件)	34	41	40	<p>林業生産活動を通じた伐採、植林が計画的に行われることにより、森林の有する、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止、木材の供給等の多面的機能の発揮を確保。</p>	<p>【必要性】 林業生産活動を通じた伐採、植林が計画的に行われることにより、森林の有する、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止、木材の供給等の多面的機能の発揮を確保。</p> <p>【有効性】 1ha当たりの水源かん養便益(5.2万円)を使用し、当租税特別措置を活用した各年度の森林造成面積に応じた便益額を算出。 平成17年度 1,236ha × 5.2万円=64.3百万円 平成18年度 1,404ha × 5.2万円=73.0百万円 平成19年度 1,305ha × 5.2万円=67.9百万円 平成20年度 758ha × 5.2万円=39.4百万円 平成21年度 1,291ha × 5.2万円=67.1百万円 いずれの年度においても、税収減を是認する効果が見られる。</p> <p>【相当性】 長期間固定化する費用の早期回収を図り、法人のキャッシュフローを改善し植林を推進するものであり、補助金や金融による個々の支援とは別に、税制によりインセンティブを付与することにより、広く効果を発揮できる的確な措置。</p>	植林費の損金算入は中小林業法人には恩恵があり、必要な措置。しかし7~8割は赤字で、件数は増えていない。今後、視点を変えて一般の企業が森林投資した際の税制特例を考えいくべきではないか。		
			減収額 (百万円)	55	46	37					
2	中小企業等の貸倒引当金の特例 (国税・地方税) 創設年度: S41	<p>農業協同組合、森林組合、漁業協同組合の協同組合については、貸倒引当金について、16%の割増引当ができる。</p> <p>(例)一括評価債権の額が100億円の場合で、</p> <p>①法定繰入率(金融保険業0.3%)を選択した場合、 通常: $100\text{億円} \times 0.3\% = 30\text{百万円}$ 特例: $30\text{百万円} \times 116/100 = 34.8\text{百万円}$ (4.8百万円無税枠が拡大)</p> <p>②貸倒実績率(0.5%と仮定)を選択した場合、 通常: $100\text{億円} \times 0.5\% = 50\text{百万円}$ 特例: $50\text{百万円} \times 116/100 = 58\text{百万円}$ (8百万円無税枠が拡大)</p>	農業協同組合の適用数等				<p>【必要性】 天候等の影響を受け易く貸倒れが不均衡に発生する農業等融資の特性を踏まえ、農協等の貸付に係るリスク担保力を強化し、銀行等による対応力が十分でない農業・農村分野における金融機能の維持・強化を図る。</p> <p>【有効性】 農協等の金融機関に対しては自己資本比率規制(貸出金等の資産に対し8%)があり、一般的に100億円の貸出を行っているとすると3千万円(法定繰入率3/1000を適用している場合)の一般貸倒引当金を含む8億円の自己資本が必要となる。 本特例措置により、貸倒引当金を16%増し、すなわち480万円(3千万円 × 0.16)多く積み立てることにより、6千万円(480万円 ÷ 0.08)の融資余力が生まれることとなり、減税額106万円(480万円 × 22%)に比較し大きな効果が期待できる。</p> <p>【相当性】 多数の農業者等が存在する中で、その資金調達の円滑化を図るために、本税制措置により農業者等に対する金融仲介機能を有する農協系統組織等の財務基盤を高めリスク担保力を強化することが効率的かつ効果的。</p>	特になし			
			森林組合の適用数等								
			適用数 (法人)	639	617	615					
3	技術研究組合の所得計算の特例 (国税) 創設年度: S36	<p>技術研究組合が賦課金で取得した試験研究用固定資産を簿価1円まで圧縮記帳し、圧縮損を損金算入することで法人税を実質非課税とする。</p>	減収額 (百万円)	20	21	20	<p>【必要性】 技術研究組合制度を活用した産学官連携の枠組みを構築し、民間の研究開発を活性化し、大学や公的研究機関との協働関係を構築。</p> <p>【有効性】 本特例措置に伴う減収分は、技術研究組合の研究費として活用可能であり、平成19年度には25課題、平成20年度には20課題、平成21年度には12課題の共同研究を実施。</p> <p>【相当性】 技術研究組合による研究の実施を、各年度の予算上の制約なくニーズに応じ機動的に支援することが可能であり、特定の課題について一定の予算額の範囲で支援する補助金等に比べ的確。</p>	基本的に経費の前倒しをするだけのものなので是認できる。			
			適用数 (組合)	612	630	570					
			減収額 (百万円)	268	292	173					

番号	税目	措置の内容	適用数、減収額				政策目的(抜粋)	評価概要	第三者からの意見
				H18	H19	H20			
4	グリーン投資減税 (バイオマスエタノール製造設備) (国税) 創設年度:新規要望	青色申告書を提出する個人又は法人が、相当程度の効果(エネルギー起源CO ₂ 排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大)が見込まれる設備・機器を取得し、事業の用に供した場合、取得額価格の40%の特別償却又は取得価格の7%の税額控除。	適用数 (基)	—	—	—	新技术等を活用した再生可能エネルギーの導入に係る設備投資を促進することにより、エネルギー源の多様化等の需給構造改革を行い、エネルギーの安定供給を確保し、環境関連市場の拡大により新規雇用を創出。 また、化石資源の代替エネルギーとしてバイオマス資源の有効利用を促進することにより、農山漁村の活性化を図りつつ、地球温暖化の防止、循環型社会の形成を推進。	【必要性】 新技术等を活用した再生可能エネルギーの導入に係る設備投資を促進することにより、エネルギー源の多様化等の需給構造改革を行い、エネルギーの安定供給を確保し、環境関連市場の拡大により新規雇用を創出。 また、化石資源の代替エネルギーとしてバイオマス資源の有効利用を促進することにより、農山漁村の活性化を図りつつ、地球温暖化の防止、循環型社会の形成を推進。 【有効性】 装置の導入が加速化しバイオマス資源の有効利用が進むことで、エネルギーの安定供給確保及び農山漁村の活性化、地球温暖化の防止、循環型社会の形成が推進。 【相当性】 バイオ燃料等の再生可能エネルギーは、利用時の環境負荷が少なく、新たな雇用等の経済的効果の観点から、今後の低炭素社会を牽引する核となるもの。当該措置では、企業規模等の支援対象に制限がないことから、政策効果が広範囲に及ぶため、バイオマスを全国的に推進するための政策手段として相当。	基本的に経費の前倒しをするだけのものなので是認できる。
	グリーン投資減税 (木質・草本バイオマスガス利用装置) (国税) 創設年度:新規要望		適用数 (基)	—	—	—			
	グリーン投資減税 (木質バイオマス利用加温装置) (国税) 創設年度:新規要望		適用数 (件)	—	—	—			
	グリーン投資減税 (木質バイオマス熱電併給型木材乾燥装置) (国税) 創設年度:新規要望		適用数 (基)	—	—	—			
	事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除 (特定農産加工業経営改善臨時措置法) (国税・地方税) 創設年度:H元年		適用数 (件)	15	13	13	特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく支援により、関税引き下げ等により経営環境の悪化する特定農産加工業者の経営改善を促進し、農業者及び農産加工業者の健全な発展を図る事を目的。	【必要性】 関税引き下げ等により経営環境の悪化する特定農産加工業者の経営改善を促進し、農業者及び農産加工業者の健全な発展を図る。 【有効性】 地域の基幹産業である特定農産加工業の経営が改善されることにより、当該事業者の売上が増加したり、地域の雇用促進に資するとともに、生産量の増加に伴う原料受入量の増加により地域の農家所得の向上に寄与する等、地域経済の維持・発展に貢献。 【相当性】 特定農産加工業者は、国民への食料の安定供給や地域経済の安定に重要な役割を果たしている。一方、同事業者には中小企業が多く、収益性も低い中、貿易の自由化等により、企業を取り巻く環境も厳しい状況である。このため、融資だけでなく、本租税特例措置の両者を組み合わせて事業者への支援を行っていく必要。	基本的に経費の前倒しをするだけのものなので是認できる。
	事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除 (特定農産加工業経営改善臨時措置法) (国税・地方税) 創設年度:H元年		減収額 (百万円)	97	63	51			

番号	税目	措置の内容	適用数、減収額				政策目的(抜粋)	評価概要	第三者からの意見
				H18	H19	H20			
6	集積区域における集積産業用資産の特別償却 (国税) 創設年度:H20	「企業立地促進法」に基づき「基本計画」を作成した地域において、「企業立地計画」の承認を受け、同計画に沿った新規企業立地を行った場合、新たに取得した機械装置及び建物等に対して、通常の減価償却とは別枠で、機械装置15%・建物等8%の特別償却を認めるものである。	適用数 (件)	—	—	3 (農林水産関連業種)	企業立地促進法に係る施策は、国内の立地環境の改善・向上のため、地域の産業集積の魅力向上に向けた計画的な取組みを総合的に支援するものである。その中で本税制特例は、事業者の企業立地時のキャッシュフローの改善に寄与することで、施策推進に係るインセンティブを付与し、事業者の設備投資を促進することで、地域経済の自立的発展の基盤強化を図る。	【必要性】 事業者の企業立地時のキャッシュフローの改善に寄与することで、施策推進に係るインセンティブを付与し、事業者の設備投資を促進することで、地域経済の自立的発展の基盤強化を図る。 【有効性】 企業立地促進法の施行後、各自治体では産業集積の形成及び活性化に向けた目標や取組内容等を定めた177件の基本計画と、それに伴った787件の企業立地計画が策定され、これまでに農林水産関連業種において対象設備への18,713百万円の投資及び新規雇用促進を生んでいる。 【相当性】 近年の不安定な景気状況や、対象となる業種が景気の影響を受けやすいことから、建物等の取得にあたって早急な措置が必要になる可能性が高く、補助金等の予算措置よりも迅速に機能する本特例措置を講ずることが相当。	基本的に経費の前倒しをするだけのものなので是認できる。
			減収額 (百万円)	—	—	21 (農林水産関連業種)	事業者の企業立地時のキャッシュフローの改善に寄与することで、施策推進に係るインセンティブを付与し、事業者の設備投資を促進することで、地域経済の自立的発展の基盤強化を図る。		
7	新用途米穀加工品等製造設備の特別償却 (国税) 創設年度:H21	生産製造連携事業計画について認定を受けた法人がその計画に記載された新用途米加工品等製造設備を取得した場合における、取得価格の30%の特別償却	適用数 (件)	—	—	—	我が国の貴重な食料生産装置である水田を有効活用し、新規需要米の生産を本格化させ、食料供給力を強化する。	【必要性】 我が国の貴重な食料生産装置である水田を有効活用し、新規需要米の生産を本格化させ、食料供給力を強化する。 【有効性】 平成21年度の米粉用米の売上は、約1万3千トンで約10億5千万円と見込まれるところ。また、平成21年度認定生産製造連携事業計画における各事業者の米粉用、飼料用米関連の設備投資額は、約60億円(そのうち税制特例対象設備投資額は約14億円)に達している。 【相当性】 競合する原料である輸入小麦・輸入とうもろこしに比べて現状では割高である一方で、輸入小麦・輸入とうもろこしを用いた製品と同等の価格水準を求められることから、当初は利益率が非常に小さいものと見込まれる。 このような状況を踏まえれば、引き続き参入を促進するため、先行企業の不利な条件を緩和するための税制上の支援措置を講じることは妥当。	基本的に経費の前倒しをするだけのものなので是認できる。
			減収額 (百万円)	—	—	—			
8	特定地域における工業用機械等の特別償却 (半島振興対策実施地域) (国税) 創設年度:S61	半島振興対策実施地域における、製造業及び旅館業の用に供する設備に係る特別償却。 ・機械・装置10/100(旅館業を除く)、建物・附属設備6/100 ・対象業種に農林水産物等販売業及び情報サービス業等を追加。 (情報サービス業等:有線放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、コールセンター) ・旅館業に係る過疎地域に類する地区の要件を廃止	適用数 (件)	76	57	69	半島振興対策実施地域において、交通・生活基盤の整備と併せて、地域における産業を振興することにより、地域の活性化を図る。	【必要性】 地域における産業を振興することにより、地域の活性化を図るとともに、交流人口の増加等を通じて、半島振興対策実施地域におけるコミュニティの維持・再生を図る。 【有効性】 企業の進出や設備投資が促され、雇用と所得が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持・増進等が図られ、コミュニティの維持・再生に寄与するものと考えられる。 【相当性】 実需者のニーズに対応した機械等の新設・増設、旅行者の動向に合わせた宿泊設備の新築等は、社会経済情勢の変化に伴い隨時行われるため、数多くの事業者による隨時の投資に対応する措置として、的確かつ効果的。	対象となる地域においては、地理的要因等により自助努力のみでは産業の自立的振興には限界があるため、外在的にこれらの租税特別措置により新たな資本投下の呼び水とすることには意義があると考える。 また、抜本的に地域の産業基盤を強化するための施策と組み合わせて実施することにより、より効果的になろうと考える。
			減収額 (百万円)	632	652	760			
9	特定地域における工業用機械等の特別償却 (過疎地域) (国税) 創設年度:S45	過疎地域における製造業、旅館業及び情報通信技術利用事業(コールセンター)に係る特別償却制度。 延長:2年間 特別償却率: 機械及び装置(10/100) 建物及び附属設備(6/100) 取得価額:2,000万円超	適用数 (件)	704	758	821	過疎地域では引き続く人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられるところであり、過疎地域内に引き続き企業を誘致し、所得水準の向上と、雇用の増大を図るとともに、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化を図ることにより、過疎地域におけるコミュニティの維持・再生を図る。	【必要性】 過疎地域内に引き続き企業を誘致し、所得水準の向上と、雇用の増大を図るとともに、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化を図ることにより、過疎地域におけるコミュニティの維持・再生を図る。 【有効性】 企業の進出や設備投資が促され、雇用と所得が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持・増進等が図られ、コミュニティの維持・再生に寄与するものと考えられる。 【相当性】 新規立地企業において企業進出を促すインセンティブとなり、過疎地域における企業立地が確実に促進され、雇用の増加という政策目的において効果的。	また、抜本的に地域の産業基盤を強化するための施策と組み合わせて実施することにより、より効果的になろうと考える。
			減収額 (百万円)	2,148	1,190	1,541			

番号	税目	措置の内容	適用数、減収額				政策目的(抜粋)	評価概要	第三者からの意見
				H18	H19	H20			
8	特定地域における工業用機械等の特別償却 (離島振興対策実施地域) (国税) 創設年度:H5	離島振興対策実施地域における、製造業、農林水産物等販売業及び旅館業の用に供する設備に係る特別償却。 ・機械・装置10/100(旅館業を除く)、建物・附属設備6/100 ・対象業種に情報サービス業等を追加 (情報サービス業等:有線放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、コールセンター) ・旅館業に係る過疎地域に類する地区の要件を廃止	適用数 (件)	2	1	1	離島において、地域の特性を生かした産業の育成を図り、地域の雇用創出を図ることを政策目的とし、民間事業者の離島振興対策実施地域への進出や設備投資を促し、雇用の増大と所得水準の向上を図ることにより、離島振興対策実施地域におけるコミュニティの維持・再生を図る。	【必要性】 離島において、地域の特性を生かした産業の育成を図り、地域の雇用創出を図ることを政策目的とし、民間事業者の離島振興対策実施地域への進出や設備投資を促し、雇用の増大と所得水準の向上を図ることにより、離島振興対策実施地域におけるコミュニティの維持・再生を図る。	対象となる地域においては、地理的要因等により自助努力のみでは産業の自立的振興には限界があるため、外在的にこれらの租税特別措置により新たな資本投下の呼び水とすることには意義があると考える。 また、抜本的に地域の産業基盤を強化するための施策と組み合わせて実施することにより、より効果的になろうと考える。
			減収額 (百万円)	8	1	4	離島において、地域の特性を生かした産業の育成を図り、地域の雇用創出を図ることを政策目的とし、民間事業者の離島振興対策実施地域への進出や設備投資を促し、雇用の増大と所得水準の向上を図ることにより、離島振興対策実施地域におけるコミュニティの維持・再生を図る。	【有効性】 特別償却を適用した企業によると、設備投資に当たって、初期投資初年度の税金が優遇されることにより安心して設備投資ができた、雇用創出が図られたなどのメリットがあったと聞いており、継続して適用している企業も存在することから、ニーズは高く有効な特例措置であると考えられる。 また、特に今回の拡充要求のうち情報サービス業等については、コールセンターをはじめとして、多くの雇用が発生すると見込まれ、地域の雇用や産業に与える影響は大きく、離島においても、そのニーズは高く、拡充の効果は大きいと考えられる。	
9	特定地域における工業用機械等の特別償却 (奄美群島) (国税) 創設年度:H10	奄美群島における、製造業、農林水産物等販売業、情報サービス業等の用に供する設備に係る特別償却制度(取得価額2,000万円超、機械・装置10/100、建物等6/100)及び旅館業の用に供する設備に係る特別償却制度(取得価額2,000万円超、建物等6/100)。 ・旅館業に係る過疎地域に類する地区の要件を廃止	適用数 (件)	2			奄美群島における産業振興を支援し、就業機会の確保、交流人口の拡大、本土並で安定的な所得水準の確保を図ることにより、奄美群島の自立的発展を推進するとともに、奄美群島におけるコミュニティの維持・再生を図る。	【必要性】 奄美群島における産業振興を支援し、就業機会の確保、交流人口の拡大、本土並で安定的な所得水準の確保を図ることにより、奄美群島の自立的発展を推進するとともに、奄美群島におけるコミュニティの維持・再生を図る。	基本的に経費の前倒しをするだけのものなので是認できる。
			減収額 (百万円)	4.5			奄美群島における産業振興を支援し、就業機会の確保、交流人口の拡大、本土並で安定的な所得水準の確保を図ることにより、奄美群島の自立的発展を推進するとともに、奄美群島におけるコミュニティの維持・再生を図る。	【有効性】 群島内の体力のある企業による設備投資活動の際に利用され、平成17年度には8名、平成19年度には17名の雇用創出につながっており、奄美群島における雇用創出・安定的な所得水準の確保に貢献。	
9	特定地域における工業用機械等の特別償却 (山村振興法に基づき指定された振興山村地域) (国税) 創設年度:H21	取得価格の一定割合に相当する額を初年度の通常償却に上乗せし特別償却することが出来る。 対象業種((内は特別償却率) 製造の事業(機械等10/100、建物等6/100) 旅館業(建物等6/100) ソフトウェア業(機械等10/100、建物等6/100)	適用数 (件)	—	—	—	民間事業者の振興山村への進出や設備投資を促し、雇用の増大と所得水準の向上を図ることにより、振興山村におけるコミュニティの維持・再生を図る。	【必要性】 民間事業者の振興山村への進出や設備投資を促し、雇用の増大と所得水準の向上を図ることにより、振興山村におけるコミュニティの維持・再生を図る。	基本的に経費の前倒しをするだけのものなので是認できる。
			減収額 (百万円)	—	—	—	民間事業者の振興山村への進出や設備投資を促し、雇用の増大と所得水準の向上を図ることにより、振興山村におけるコミュニティの維持・再生を図る。	【有効性】 企業の進出や設備投資が促され、雇用と所得が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持・増進等が図られ、コミュニティの維持・再生に寄与。	
9	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例 (国税) 創設年度:H19	農業経営の安定を目的とした交付金等を準備金として積み立てた場合、積立相当額を損金に算入することができる。 当該交付金等及び準備金により、農業用固定資産等(農用地、農業用機械等)を取得した場合、圧縮記帳をし損金に算入することができる。	適用数 (法人)	—	626	1,418	意欲あるすべての農業者等が農業を継続し、経営発展に取り組める環境を整備することにより、競争力のある経営体を育成・確保。	【必要性】 意欲あるすべての農業者等が農業を継続し、経営発展に取り組める環境を整備することにより、競争力のある経営体を育成・確保。	基本的に経費の前倒しをするだけのものなので是認できる。
			減収額 (百万円)	—	844	2,297	意欲あるすべての農業者等が農業を継続し、経営発展に取り組める環境を整備することにより、競争力のある経営体を育成・確保。	【有効性】 平成21年度の農地等の総取得価額(18,309百万円)に対する減税額(1,965百万円)の割合(補助率換算)は、約10%であり、補助事業による支援(補助率1/2,1/3)と比較した場合、財政負担として効率的なものである。 また、本措置は、準備金と圧縮記帳による課税の繰延べであり、課税の免除ではないため、実質的に財政負担を伴わずに効果を上げることができる。	
9	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例 (国税) 創設年度:H19	農業経営の安定を目的とした交付金等を準備金として積み立てた場合、積立相当額を損金に算入することができる。 当該交付金等及び準備金により、農業用固定資産等(農用地、農業用機械等)を取得した場合、圧縮記帳をし損金に算入することができる。	適用数 (法人)	—	626	1,418	意欲あるすべての農業者等が農業を継続し、経営発展に取り組める環境を整備することにより、競争力のある経営体を育成・確保。	【相当性】 戸別所得補償対策等の農業経営の安定等を目的に交付された交付金等が、更に、農業経営基盤の強化のための農業用固定資産への投資に充てられるよう誘導・支援するものであり、補助金や規制等などの他の支援措置によることは困難。	基本的に経費の前倒しをするだけのものなので是認できる。
			減収額 (百万円)	—	844	2,297	意欲あるすべての農業者等が農業を継続し、経営発展に取り組める環境を整備することにより、競争力のある経営体を育成・確保。	【相当性】 戸別所得補償対策等の農業経営の安定等を目的に交付された交付金等が、更に、農業経営基盤の強化のための農業用固定資産への投資に充てられるよう誘導・支援するものであり、補助金や規制等などの他の支援措置によることは困難。	

番号	税目	措置の内容	適用数、減収額				政策目的(抜粋)	評価概要	第三者からの意見
				H18	H19	H20			
10	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例 (国税) 創設年度: S42	<p>家畜市場等において肉用牛を売却した場合、 ①1頭当たり売却価格が肉専用種100万円未満、乳用種50万円未満 ②高等登録牛の場合に年間2000頭を上限に、当該売却による利益の額に相当する金額は、年度所得の金額の計算上、損金の額に算入することができる。</p>	適用数 (件)	1,081	996	882	高品質で安心・安全な国産牛 肉の安定供給、離島、山村地域等条件不利地域を含む国土保全・有効活用の貢献を通じた食料自給率の向上、雇用の創出等の地域経済への貢献、新たな輸出産業としての拡大が促進される。	【必要性】 高品質で安心・安全な国産牛肉の安定供給、離島、山村地域等条件不利地域を含む国土保全・有効活用の貢献を通じた食料自給率の向上、雇用の創出等の地域経済への貢献、新たな輸出産業としての拡大が促進される。	不公平税制といわれないように十分な説明が必要。
			減収額 (百万円)	4,119	2,393	1,470	食料自給率の向上、雇用の創出等の地域経済への貢献、新たな輸出産業としての拡大が促進される。	【有効性】 農業生産法人における本特例措置による免税相当額の活用先は、「規模拡大」及び「運転資金」が約50%を占め、次いで「設備投資」等となっており、肉用牛生産の拡大や経営体質の強化に仕向けられ、安定的な経営を維持する上で極めて有効。	
11	特定の事業用資産の買換え・交換の場合の課税の特例措置 (市街化区域等の内外の農業用資産) (国税) 創設年度: S44	<p>法人が、同一事業年度内に、市街化区域内の農地等を譲渡し、市街化区域以外の区域の農地等を取得した場合又はこれと同様の交換を行い、1年以内に事業に供した場合は、その買換資産について圧縮限度額(80%)の範囲内で圧縮記帳を認められる。</p>	適用数 (件)	1	0	1	市街化区域等内の農地等を譲渡し、市街化区域等外の農地等の取得を促進することにより、意欲的な農業者が農業に適した地域において営農するよう誘導し、農業の健全な発展に資するとともに、農業的・土地利用と都市的・土地利用の整序を図り、市街化区域内農地等の計画的な宅地化に寄与。	【必要性】 市街化区域等内の農地等を譲渡し、市街化区域等外の農地等の取得を促進することにより、意欲的な農業者が農業に適した地域において営農するよう誘導し、農業の健全な発展に資するとともに、農業的・土地利用と都市的・土地利用の整序を図り、市街化区域内農地等の計画的な宅地化に寄与。	基本的に経費の前倒しをするだけのものでは認できる。
			減収額 (百万円)	2	0	0	市街化区域等内の農地等を譲渡し、市街化区域等外の農地等の取得を促進することにより、意欲的な農業者が農業に適した地域において営農するよう誘導し、農業の健全な発展に資するとともに、農業的・土地利用と都市的・土地利用の整序を図り、市街化区域内農地等の計画的な宅地化に寄与。	【有効性】 圧縮記帳による課税の繰延べであり、課税の免除ではないため、実質的に財政負担を伴わずに効果を上げることができる。	
11	特定の事業用資産の買換え・交換の場合の課税の特例措置 (農用地区域等内にある土地等) (国税) 創設年度: S45	<p>法人が、同一事業年度内に、農用地区域内の農地等を譲渡し、農業経営基盤強化促進法に規定する農用地利用集積計画等により同区域内の他の農地等を取得した場合又はこれと同様の交換を行った場合は、その買換資産について圧縮限度額(80%)の範囲内で圧縮記帳を認められる。</p>	適用数 (件)	0	0	2	競争力のある経営体を育成・確保し、国民に対する食料供給の基盤となる農地の確保及び有効利用を図るため、意欲ある農業者に対する農地の利用集積を推進する。	【必要性】 競争力のある経営体を育成・確保し、国民に対する食料供給の基盤となる農地の確保及び有効利用を図るため、意欲ある農業者に対する農地の利用集積を推進。	基本的に経費の前倒しをするだけのものでは認できる。
			減収額 (百万円)	0	0	0	競争力のある経営体を育成・確保し、国民に対する食料供給の基盤となる農地の確保及び有効利用を図るため、意欲ある農業者に対する農地の利用集積を推進する。	【有効性】 圧縮記帳による課税の繰延べであり、課税の免除ではないため、実質的に財政負担を伴わずに効果を上げることができる。	
11	特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の課税の特例措置(漁船) (国税) 創設年度: S44	<p>現在所有している漁船を売却し、新たな漁船に買い換える資金とする場合、売却益に応じて買い換えた漁船の圧縮記帳を行うことが出来る。</p>	適用数 (件)	0	0	6	漁船漁業の経営体質の改善及び漁船の近代化を図るため、燃油の節減及び操業の省力化等のための設備を有する漁船を導入することにより、漁業者の収支措置を転換し、国際競争力のある漁業経営体を育成。	【必要性】 燃油消費の節減及び操業の省力化等のための設備を有する漁船への円滑な代替を促進し、漁船漁業の経営体質の改善及び漁船の近代化を図る。	基本的に経費の前倒しをするだけのものでは認できる。
			減収額 (百万円)	0	0	17	漁船漁業の経営体質の改善及び漁船の近代化を図るため、燃油の節減及び操業の省力化等のための設備を有する漁船を導入することにより、漁業者の収支措置を転換し、国際競争力のある漁業経営体を育成。	【有効性】 資産の買換え時において税収減となるものの漁船の近代化が促進されることによって、将来にわたって燃油消費量(費用)が10%程度節減される。その効果の継続により、漁業者の収益構造の転換が図られ、安定した収入が見込まれる。	
							【相当性】 漁業者の経営環境が厳しさを増す中で、代替漁船の取得方法として低利融資制度の利用が考えられるが、当該制度は、後年度の漁業者の利子負担を軽減するものの、与信力の低い法人の漁船の代替を円滑にする措置ではない。従って、漁業者の代替漁船の取得にあたっては、十分な自己資金の確保を図る必要があり、かかる自己資金の手当のための財源となる譲渡所得への課税の特例措置は政策目的を実現する手段として有効。	基本的に経費の前倒しをするだけのものでは認できる。	

番号	税目	措置の内容	適用数、減収額				政策目的(抜粋)	評価概要	第三者からの意見
				H18	H19	H20			
12	独立行政法人農畜産業振興機構において生産者負担金を管理する場合、当該負担金を必要経費又は損金算入の対象となるよう追加(国税) 創設年度・新規要望	養豚及び肉用牛肥育に係る経営安定対策事業において、「公益法人等」である県協会に拠出した生産者負担金は全額損金算入の対象とされていたものと同様に、「公共法人」である独立行政法人農畜産業振興機構に拠出した場合も、全額必要経費又は損金算入の対象となるよう追加する。	適用数 (件)	—	—	—	国産豚肉及び国産牛肉を安定的に供給し続けるためには、各畜種ごとの経営安定対策事業を適切に運用するとともに、生産者負担金を必要経費又は損金算入の対象にすることによって、養豚経営及び肉用牛肥育経営の安定を図る。	【必要性】 国産豚肉及び国産牛肉を安定的に供給し続けるためには、各畜種の経営安定対策事業を適切に運用するとともに、生産者負担金を必要経費又は損金算入の対象にすることによって、養豚経営及び肉用牛肥育経営の安定を図る。 【有効性】 必要経費又は損金算入の対象とすることにより、経営の安定化を通して、「安心・安全な食料の安定供給」、「地域経済への貢献」に効果が発揮され、豚及び肉用牛の総産出額の維持・増加に資する。 【相当性】 生産者負担金を課税対象から除外は、生産者のキャッシュフローの改善による収益性の低下を抑制し経営の安定を図るものであり、補助金や融資制度を活用した支援とは別に、広くかつより効果的に発揮されることから、手段として的確。	特になし
13	卸売市場機能高度化設備等を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除(国税・地方税) 創設年度・新規要望	卸売市場機能高度化事業を実施し、卸売市場の品質管理の高度化に資する設備等を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額の特別控除の創設。	適用数 (件)	—	—	—	卸売市場について、「コールドチェーンシステム」の確立等生産・消費ニーズへの的確な対応や公正かつ効率的な取引の推進等により、その機能強化を図る。	【必要性】 多様化する出荷者、需要者のニーズに適切に対応するよう、品質管理の高度化や加工・調整の機能強化に資する設備等の導入を促進し、卸売市場の機能強化を図る必要がある。 【有効性】 卸売市場の機能の高度化は、生鮮食料品等の安定供給を確保するうえでも不可欠であり、税収減による影響以上に、生産者や消費者を含め広く社会に効果を及ぼすものと考える。 【相当性】 構造改善計画の認定を受けた事業者は誰でも使用できることから、他の支援措置と比べ、本措置は手段として妥当である。	基本的に経費の前倒しをするだけのものな のでは認できる。

事後評価

番号	税目	措置の内容	適用数、減収額				政策目的(抜粋)	評価概要	第三者からの意見
				H18	H19	H20			
1	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例 (国税) 創設年度: S26	<p>収用等により代替資産を取得した場合、本税制特例を適用することにより、圧縮限度額の範囲内で代替資産の帳簿価額を損金経理により減額したとき、又はその圧縮限度額以下の金額を積み立てて方法により経理したとき、その減額し又は経理した金額に相当する金額を損金算入することができる。</p> <p>※圧縮限度額とは、補償金等の額から譲渡した資産の帳簿価額を控除した額をいう。</p> <p>※補償金等とは、補償金、対価又は清算金をいう。</p>	適用数(件)	0	0	0	公共目的により収用された財産の所有者の譲渡所得等について課税の特例を設け、事業等の円滑な推進を図る。	<p>【必要性】 公共目的により収用された財産の所有者の譲渡所得等について課税の特例を設け、事業等の円滑な推進を図る。</p> <p>【有効性】 収用による農地等の取得は件数こそ少ないが、農地等の確保が困難な場合において、円滑に取得するためには本特例が必要。</p> <p>【相当性】 本特例措置は資産所有者の収用により交付を受けた金銭(補償金)に係る非課税措置である。また、資産所有者の収用を円滑に推進するためには、補助金等の予算措置よりも迅速に機能する本特例措置を講ずることが相当。</p>	収用関係の措置は適用件数が少ないが、公共事業等のセーフティネット措置であり必要。
			減収額(百万円)	0	0	0			
			適用数(地区)(法人)	1 1	0 0	1 1	意欲ある多様な農業者への農地集積の推進	<p>【必要性】 意欲ある多様な農業者への農地集積の推進。</p> <p>【有効性】 本特例措置は、換地処分に伴う課税により参加農業者の資産が減少することを回避するために講じられるものである。換地処分は地区全体で実施されるものであり、本措置が適用されることにより対象地区全体の換地処分の円滑な実施が図られることがから、農地の利用集積を推進する上で有効な政策手段である換地を実施する上で必要不可欠。</p> <p>【相当性】 本特例措置は、換地処分に伴う課税によって参加農業者の資産が減少することを回避するために講じられるものであることから、補助金等他の政策手段によるのではなく、租税特別措置により講じられることが適当。</p>	
			減収額(百万円)	0.05	0	0.2			
2	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除 (国税) 創設年度: S38	<p>収用等により補償金等又は資産を取得した場合、他の課税の特例を受けないときは、本税制特例を適用することにより、一定の要件下において譲渡益又は5千万円のいずれか低い額を損金算入することができる。</p> <p>※補償金等とは、補償金、対価又は清算金をいう。</p>	適用数(件)	1	0	0	公共目的により収用された財産の所有者の譲渡所得等について課税の特例を設け、事業等の円滑な推進を図る。	<p>【必要性】 公共目的により収用された財産の所有者の譲渡所得等について課税の特例を設け、事業等の円滑な推進を図る。</p> <p>【有効性】 収用による農地等の取得は件数こそ少ないが、農地等の確保が困難な場合において、円滑に取得するためには本特例が必要。</p> <p>【相当性】 本特例措置は資産所有者の収用により交付を受けた金銭(補償金)に係る非課税措置である。また、資産所有者の収用を円滑に推進するためには、補助金等の予算措置よりも迅速に機能する本特例措置を講ずることが相当。</p>	収用関係の措置は適用件数が少ないが、公共事業等のセーフティネット措置であり必要。
			減収額(百万円)	1.3	0	0			
			適用数【換地処分】(地区)(法人)	4 4	2 2	2 3		<p>【必要性】 ① 意欲ある多様な農業者への農地集積の推進。 ② 農業振興地域整備計画で定めた優良農地の確保と有効利用を図る。</p>	
			適用数【交換分合】(地区)(法人)	2 2	1 1	0 0	① 意欲ある多様な農業者への農地集積の推進	<p>【有効性】 本特例措置は、換地処分や交換分合に伴う課税により参加農業者の資産が減少することを回避するために講じられるものである。換地処分や交換分合は地区全体で実施されるものであり、本措置が適用されることにより対象地区全体の換地処分や交換分合の円滑な実施が図られることがから、農地の利用集積を推進する上で有効な政策手段である換地や交換分合を実施する上で必要不可欠。</p>	
			減収額【換地処分】(百万円)	1.1	0.04	0.1	② 市町村が定める交換分合計画に基づき土地の権利の移転等を行うことにより、農業振興地域整備計画で定めた農用地区域内農地(優良農地)の確保と有効利用を図る。		
			減収額【交換分合】(百万円)	0.5	0.004	0.0			

番号	税目	措置の内容	適用数、減収額				政策目的(抜粋)	評価概要	第三者からの意見	
				H18	H19	H20				
3 保険会社等の異常危険準備金 (国税) 創設年度: S28	共済事業を行う農林水産業協同組合等(以下「協同組合等」という。)が、火災共済等の異常災害損失の補てんに充てるため、当該年度の正味収入共済掛金の2%(無税積立率、地震等による損失を補てんする建物更生共済については9%)に相当する額以下の金額を準備金として積み立てたときは、当該積立金について損金算入が可能。 積立後10年を経過した準備金は、取り崩して益金に算入(ただし、当該年度末の無税積立残高が、当該年度の正味収入共済掛金の35%(洗替保証率、建物更生共済については75%)を下回らない範囲に限る。)	農業協同組合連合会の適用数等	適用数(件)	1	1	1	農業協同組合連合会の経営の健全性を確保することにより、共済金の支払を円滑にし、災害時における農家等の住宅再建等を円滑に行うこと。	【必要性】 協同組合等の経営の健全性を確保することにより、共済金の支払を円滑にし、災害時における農家等の住宅再建等を円滑に行うこと。	農協連合会等の経営基盤の安定化という見地から必要な措置と考える。	
			減収額(百万円)	22,059	21,600	21,159				
			森林組合系統組織の適用数等	適用数(法人)	—	—	—	【有効性】 本措置は、火災保険を扱う保険会社、火災共済を行う生活協同組合等に対しても同様に措置されているものである。 協同組合等の異常危険準備金の積立ては、本措置が手当てされて以降、着実に進捗し、経営の健全性の確保に寄与してきている。 なお、本措置は、異常災害の発生や10年経過時の洗い替えにより取り崩しが行われた場合に益金算入されることからも、課税の繰延効果があるに過ぎないことも踏まえれば、無税積立による一時的な税収減は許容されるべきものと考えられる。		
		共済水産業協同組合連合会の適用数等	減収額(百万円)	—	—	—	森林組合系統組織の自主的努力を助長するとともに、組合員の利益を保護し、事業の健全な運営を確保する。	【相当性】 協同組合等の早期・計画的な異常危険準備金の積立てを通じて、予想を超える損害が発生した場合にも、協同組合等が共済金の支払いを円滑かつ確実に行うことができるようになることに寄与するものであり、将来にわたって安定的な納税を確保するためにも本措置は妥当。		
			適用数(組合)	1	1	1	共済水産業協同組合連合会の経営の健全性を確保することにより、共済金の支払いを円滑にし、災害時における漁家等の住宅再建等を円滑に行うこと。			
			減収額(百万円)	71	35	0				